

1．事業の概要

生活環境の保全に関する環境基準については、設定から35年以上を経過し、水環境の状況が変化する中、環境基準達成状況だけでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいとの指摘がある。このため、現在、水質環境基準生活環境項目検討調査において、そのあり方について検討を行っているところであり、新たに管理すべき水質項目として透明度、底層DO等を新たに設定する方向で検討している。

しかし、生活環境の保全に係る環境基準は、同様の利水用途、水質で区切られた個々の水域に対して類型を指定することで初めて具体的な環境基準値が定まるため、新たに項目による水質管理を進めるため、速やかに全ての水域で類型指定を行う必要がある。

このため、国のあてはめ水域（228水域）について、新規追加項目に係る利水状況、水質状況の実態及び将来水質予測等の各種情報を収集・整理することにより、各水域における類型指定を進める。

2．事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規基準項目に係る水域類型指定検討調査							

3．施策の効果

国のあてはめ水域（228水域）について、新規追加項目に係る利水状況、水質状況の実態及び将来水質予測等の各種情報を収集・整理することにより、陸域環境基準の類型指定を行い、概ね7年程度で各流域での水環境保全施策の推進を図る。

新たな水質管理手法に係る類型指定調査

(背景): 既存の水質環境基準(生活環境項目)の体系は設定から35年以上経過。

- ・その間に、公共用水域の保全・利用状況や国内外の諸制度に変化
- ・水質分析に関する技術的な進展、水質と生態系との関連に関する科学的な理解の進展
→ 水質環境基準を取り巻く社会・自然状況は大きく様変わり

・湖沼環境保全制度のあり方(H17年)
・第6次水質総量制度のあり方について
(中環審答申)

・BOD・COD等の環境基準達成状況だけでは水環境の保全が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくい。

生活環境項目の見直し検討
(H19~21年度)

- ・生活環境項目に関する水利用上等の課題抽出
- ・新しい環境基準項目の整理・検討
- ・今後の環境項目の見直しに係る方向性の整理

底層DO、透明度等について新たな項目としての設定を検討

各水域で類型指定することで具体的な環境基準値の決定

各水域(228水域)における新規追加項目に係る利水用途等の情報収集・整理

- ・利水状況調査
- ・水質状況調査
- ・将来水質予測 等

各水域における類型指定の実施により、各流域での水環境保全施策の推進を図る